

《事業主の皆様へ》

— 11月は「労働保険適用促進強化期間」です—

労働保険の加入手続はお済みですか

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」）は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を一人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず必ず加入することが法律で定められています。

労働保険の加入手続をとられていない事業主の方は、速やかに加入手続をとられるようお願いします。

労働保険	
労災保険	雇用保険
業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害又は死亡等に対して、迅速かつ公正な保護をするため、必要な給付を行うこと等を目的とした制度	労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、失業した際、再就職を促進するための能力の開発・向上等の各種の援助を行う等を目的とした制度

- 厚生労働省(三重労働局)では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、“労働保険の未手続事業場の一掃”を重点項目に掲げ、三重県労働保険事務組合連合会と連携して、未手続事業場を個別訪問する等により、加入促進を図っています。
- 未手続事業場で労災事故が発生した場合には、遡って保険料を徴収する他に、行政機関の成立指導等を受けていたにもかかわらず、成立手続を行わなかった場合は事業主が「故意」に手続を行わないものと認定し、当該災害に関して支給された保険給付額100%、また、行政指導等を受けていないものの労災保険の適用事業となってから1年以上経過して、なお手続を行っていない期間中に業務災害や通勤災害が発生した場合「重大な過失」とみなし、保険給付額の40%を事業主から徴収することとなっています。

【問合せ先】 三重労働局総務部労働保険徴収室（Tel.059-226-2100）
または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へ
お問い合わせ下さい。